



福岡医発第966号(保)
平成15年 8月22日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

兵庫食糧国民健康保険組合の一部負担金割合が、平成15年12月1日より改正される旨、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

1. 一部負担金割合の改正内容

区 分	改 正 前	改 正 後
組合員である被保険者	10分の2	10分の3
組合員以外の被保険者	10分の3	10分の3
3歳未満の被保険者	10分の2	10分の2
70歳以上の被保険者 (一定以上所得者)	10分の1 (10分の2)	10分の1 (10分の2)

2. 施行時期 平成15年12月1日



15国援第503号の4

平成15年8月11日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、兵庫県健康生活部福祉局長から通知がありましたので、お知らせします。





国 第1393-3号
平成15年 8月 6日

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 様

兵庫県健康生活部福祉局長



兵庫食糧国民健康保険組合の一部負担金割合の
改正について（通知）

兵庫食糧国民健康保険組合から、一部負担金割合の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定により、申請のとおり認可しましたので、その旨を通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関へお知らせいただきますようお願いいたします。

兵庫県食糧国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(一部負担金) 第 14 条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者はその給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる場合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関または保険薬局に支払わなければならない。 <u>1 次の第4号及び第5号に掲げる場合以外の場合の組合員 10分の2</u> <u>2 第3号から第5号に掲げる場合以外の場合の組合員以外の被保険者 10分の3</u> <u>3 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2</u> <u>4 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1</u> <u>5 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上である時、ただし、同条第4項の規程の適用を受ける者を除く。 10分の2</u>	(一部負担金) 第 14 条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者はその給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関または保険薬局に支払わなければならない。 <u>1 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の3</u> <u>2 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2</u> <u>3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1</u> <u>4 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上である時 10分の2</u>
	付則 1. この規約は、平成15年12月1日から施行する。